

ID: 62

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	変更等の承認		
例規名 根拠条項	村田町民体育館条例施行規則 第5条第2項		
例規番号	昭和54年教育委員会規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用の手続)</p> <p>第5条 体育館を使用しようとする者は、使用しようとする日(以下「使用期日」という。)の1箇月前の月の初日から使用しようとする日の7日前までに使用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 使用許可申請書の記載事項を変更し、又は使用を取り消し、若しくは使用を中止しようとするときは、使用期日前又は使用期日にその理由を付して教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 体育館を個人が使用しようとするときは、第1項の規定にかかわらず使用に先立ち体育館個人使用券(様式第2号)の交付を受け、入場の際改札することによって許可の手續があったものとみなす。</p> <p>4 教育委員会は、第1項に規定する許可をしようとするときで2以上の者から同一の日に同一日時の使用許可申請があったときはスポーツのための行事、公益に資する目的をもつスポーツ以外の行事の順で優先して許可するものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日